

# 萩市佐々並市伝統的建造物群保存地区保存計画

## 目次

<b>1. 保存計画の基本事項</b>	
(1) 保存計画の基調	1
(2) 保存地区の名称・面積・区域	1
<b>2. 保存地区の保存に関する基本計画</b>	
(1) 保存の方針	2
(2) 保存の内容	11
<b>3. 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定</b>	
(1) 伝統的建造物	12
(2) 環境物件	12
<b>4. 保存地区における建築物等の保存整備計画</b>	
(1) 伝統的建造物の修理	13
(2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景	13
(3) 環境物件の復旧	13
(4) 環境物件以外の環境要素の修景	14
<b>5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画</b>	
(1) 管理施設等の整備	15
(2) 防災施設等の整備	15
(3) 環境の整備	15
<b>6. 保存地区の保存のため必要なシステム整備計画</b>	
(1) 固定資産税の優遇措置	17
(2) 経費の補助	17
(3) 技術的支援等	17
(4) 現状変更に係る仕組みの整備・運用	18
(5) その他の保存地区の保存に関連する事項	18

萩市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第5条の規定に基づき萩市佐々並市伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定める。

## 1. 保存計画の基本事項

### (1) 保存計画の基調

この保存計画は、佐々並市の住民の創意と発意を尊重し、佐々並市の先達が長い年月をかけてつくり上げた町並みを、佐々並市の住民並びに萩市民の共有財産として未来にわたり保存するとともに、積極的に活用をはかることにより、萩市の歴史的環境の保全と佐々並市の住民の生活環境の向上に資することを目的とする。

### (2) 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称 萩市佐々並市伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積 約20.8ヘクタール

保存地区の区域 萩市大字佐々並字久年市、字山田、字上市、字中市及び字沖市の全域並びに字前千持、字前千持東側、字東千持、字新道ヶ堺、字新田、字犬鳴、字竹ノ下、字財徳、字大野、字中溝、字台山、字道祖ノ元、字宮ノ堺、字東板橋の各一部（図1に示す範囲）

## 2. 保存地区の保存に関する基本計画

### (1) 保存の方針

#### ア 保存地区の沿革

萩市は山口県北部に位置し、平成 17 年 3 月に旧萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村の合併により約 698.79 平方キロメートルの市域となった。

佐々並市は市の南部を占める旧旭村の南縁に位置する農村集落であり、かつての萩城下町と港町が置かれていた三田尻を結ぶ萩往還の宿駅としても栄えた。町並みは山あいを南北に縫って走る萩往還と、阿武川の支流である佐々並川が交差する標高約 220m の川の氾濫原として形成された平野部に展開し、町の中央を横断する佐々並川より北側の「久年」、南側の「市」のふたつの集落が存在する。このうち、市の町並みについては、佐々並川とほぼ平行に町並みが展開する東側の「上ノ町」と、佐々並川と直交して橋に至る西側の「中ノ町」の二つの区域に分けられる。

保存地区の主体をなす佐々並市の成立起源は明確ではないが、平安後期の作とされる『能因歌枕』の「長門の項」に「さゝなみの里」、建武元年(1334)の成立とされる『椿八幡宮御由緒日記』に「椿郷内佐々並」、六所神社に残る永正 14 年(1517)の銘のある棟札に「佐々並村六所権現宮御棟」とあることから、平安後期には佐々並の地名が存在していたことが分かる。その後も『朝鮮渡海日記』等いくつかの史料において地名が確認できるが、町並みの様子を知りえる記述は確認できない。

現在に繋がる町並みの基盤がつくられたのは、萩城郭が描かれた慶長 10 年(1605)成立の「周防長門十四郡高辻絵図」に、萩往還とともに「明木村」と「佐々並村」の文字が記された藩政期初頭の頃である。これは、町並みを構成する主要施設である御茶屋及び寺社について、元文 6 年(1741)のまとめによる『防長寺社由来』の「佐々並村禪宗鶴林山長松寺由緒書」の項に、慶長 9 年(1604)の毛利輝元の「御打入」に際し、当寺で休憩したことを契機に、寺地を召し上げた上で客殿を御座間、二の間に充てて御茶屋とし、長松寺は現在の上ノ町西端背面の地に移転、新築されたこと、また『防長風土注進案』の「貴布彌大明神」の項に、「長生庵（長松寺）」の池の上に遷座した貴布彌神社が、「長生庵」の御茶屋召し上げにより「御茶屋を見入障り候故」現在の上ノ町北端の地に移転されたことが記されている。なお、貴布彌神社に残される棟札より、この移転が慶長 11 年(1606)であったことが窺える。一方、久年の北端部に位置する西岸寺については、天明 2 年(1782)のまとめによる『防長寺社由来』に毛利氏の「佐々並宿御取立被仰付候」に際し、

慶長年間に佐々並村中畠より現在に移転したことが記されている。

このように萩往還の整備に伴い上ノ町東端に御茶屋が設けられたのを機に、主要な寺社が慶長11年頃に現在地に移転したとみられる。家数については、同時期の『慶長検地帳』には明木市と佐々並市を合わせた「椿郷市屋敷百十ヶ所」の記載があり、後の『寛永検地帳』の記述に見られる106軒ともほぼ合致する。このうち、佐々並市については、元文5年（1740）の佐々並市を描いた「防長地下上申附村絵図」に印されている屋敷を示す印判数、弘化2年（1845）の書き上げになる『防長風土注進案』「宿中家並居体之事」に記述される軒数、及び『阿武郡當島郡中大略』に記されている「宿家」として、いずれも往還沿いの家数は62軒が確認される。これらは明治期から現在にかけての家数とも大差ないことから、現在の町並みと同規模の町並みが、御茶屋や寺社の移転が進んだ慶長11年頃に一挙に成立したことが窺える。

こうして成立した佐々並市は、周囲に広がる水田を基盤とした在郷の農村集落としての性格を有する一方で、先の御茶屋を中心とする萩往還の宿駅としての機能を備えていた。御茶屋を除き、宿駅としての機能を日頃は農業を営む民家が宿役として分担していた。このうち、御茶屋から長松寺の間に広がる市の上ノ町には、御客屋として要人の宿泊を受けた井本家と木村家の屋敷を中心に宿を供する家が集中し、長松寺から佐々並川橋詰の間の市の中ノ町には、宿役を担う家よりも各種商売を営む家が大半を占めた。一方、佐々並川を渡り西岸寺までの間に広がる久年には、主に伝馬に供する馬を提供する人馬送り役を担う家が置かれていた。

このように町によって宿駅としての機能が異なりつつも、これらが一体となって宿駅としての役割を果たした町並みを構成する軒数は、江戸期を通じてほとんど変化することなく、近代に至るまで極めて安定した町並みを維持していたが、元治2年（1865）の藩政府軍と諸隊による佐々並での戦いにより上ノ町の12軒の民家が焼失し、佐々並は近代を迎えることになった。

明治期を迎えた佐々並市は、藩の重要な拠点であった萩往還の宿駅としての役割を終えたことにより、御茶屋は取り壊され、跡地は明治12年に佐々並小学校となり、橋詰南側の高札場も撤去され、枡形のみが残された。また、長松寺と宝塔坊は廃寺となり、跡地はそれぞれ田地や宅地に転じ、江戸期の町並みを構成した主要施設の一部が姿を消した。一方で、上ノ町の一部では合筆、分筆がみられ、中ノ町西側北半においては宅地の拡大が見られる以外は、ほとんど変化はなく、江戸初期の町立て以来の町並みが引き続き農村集落として安定して維持してきた。

大正期から昭和前期までにかけても、佐々並市の町並みは引き続き維持されるが、要所において主要な施設が洋風建築として新たに建てられた。その先駆けとして大正 6 年(1917)に上ノ町に外壁を下見板張りとし、正面出入り口に櫛型アーチ状の屋根を戴く佐々並村役場が建築されたのを始め、翌年には橋詰南側に佐々並信用組合事務所、同年に久年に第十四銀行佐々並支店が相次いで洋風意匠で建築された。昭和 8 年(1933)には中ノ町に鉄道省営自動車佐々並停留所、同年にコンクリートブロック造の佐々並産業組合農業倉庫、昭和 11 年(1936)に久年に村立診療所が建築され、町並みのランドマークとして機能した。

以上のように、古くから開けた佐々並市は、農業を基盤としつつも萩往還の整備に伴い宿駅機能を備えた町並みとして一挙に成立し、かつ江戸期から近年に至るまで町並みを構成する地割に大きな変化はなく、極めて安定した町並み空間を保つとともに、上ノ町、中ノ町、久年において、宿駅機能に起因した町並みの特徴が明確に存在し、かつこれらを反映した建築物や工作物、環境物件が数多く、現在に伝えられている。

#### イ 保存地区の現況

佐々並市は、江戸初期の町並みの成立から今日まで、時代の変遷や社会の近代化などによる機能的な変容はあるものの、町並みを構成する街路や水系、地割り、水田などは近年まで、極めて安定して継承されてきた。町並みを構成する家屋についても、江戸期以来のものが残されるとともに、漸次的に更新される家屋についても昭和 30 年代に入っても伝統的な工法を継承した建て替えが行われてきた。

しかし、その後は地区の過疎化の進行に従い家屋の取り壊しによる空き地や駐車場の増加と、非伝統工法による家屋の建築や佐々並小学校、旧村役場の取り壊しと新しい庁舎（現佐々並支所）の建築などにより、町並みの連続性は失われるようになってきた。

一方、町並みの骨格をなす萩往還は、昭和 57 年(1982)の整備により路面の石畳が復元整備され、ウォーキングなどのイベントを通して市民に親しまれ、その一部が平成元(1989)年に国指定史跡に指定され、その後保存が進められてきた。その他の道についても、これまでその経路や幅員にほとんど変化が見られなかつたが、平成 10 年に県道山口福栄須佐線のバイパス道路が久年の中心部を横断するかたちで新たに完成し、これに伴う伝統家屋の取り壊しと合わせて周辺の景観は大きく変貌した。また、町並みの中心にある佐々並川についても、昭和 41 年(1966)の大洪水を契機とした洪水対策として、河川の拡幅と護岸の一部コンクリート化が行われた。

一方、町並みと同様に安定して維持されてきた周囲の水田や山林についても、近年、徐々に変貌が進んでいる。耕作に労力がかかる山際の棚田では耕作放棄地が広がり、その一部は造林化が進行した。また、町並みの背後に広がる水田については、昭和中期から行われた圃場整備事業により、細い畔で画された不整形かつ小規模な水田の大部分は大規模な水田へと造り替えられた。

また、山林においても、江戸期以来、入会地として地域により適正に管理されていたものが、明治期以降の生活様式の変化による採草地の漸減とともに、戦後の木材需要の増加と造林政策による杉や桧の植林による造林化が急速に進行し、天然林と人工林がモザイク状に入り組んだ山林景観を呈するようになった。加えて、近年では造林地の管理が行き届かなくなり、山林の荒廃が進んでいる。しかしながら、山林と水田に囲まれた町並みの織りなす基本的な景観の基盤は継承されており、かつ今後の努力により町並み景観は十分に回復可能な状況にある。

また、地区住民においても町並みの保存を進めようとする機運が高まり平成18年3月に『萩往還「佐々並宿」町並み保存会』が、平成22年5月に「佐々並伝建地区まちづくり委員会」（平成22年9月に「萩往還佐々並どうしんてやろう会」に名称変更）が結成され、地区全体をあげた町並み保存のまちづくりに向けての体制が整いつつある。

このような、地域の過疎化と町並みの変容の中、平成19年に佐々並市周辺が景観法に基づく萩市景観計画に定める重点景観計画区域に指定され、平成20年には萩市屋外広告物等に関する条例に基づく禁止地域に指定されるなど、歴史的な景観を緩やかに保全していく仕組みが整えられた。

#### ウ 保存地区の特色

佐々並市は萩城下町まで続く阿武川水系のひとつである佐々並川がつくりだす谷底平野を基盤とし、これと直交する萩往還を基軸として町並みが展開する。保存地区は、町並みを構成する建造物とこれらと一体をなす耕作地の存在する区域とし、萩往還の山口側にあたる板橋堀を起点とした山麓の棚田の展開する範囲から、貴布祢神社、旧御茶屋跡へと至り、上ノ町、中ノ町の町並みへと続き、佐々並川を越え久年の町並み、西岸寺へ至り、再び山麓の棚田が展開する千持堀を終点とする範囲となる。

また、山麓の棚田とともに、保存地区の内外にわたり町並みの背後の谷底平野一帯には水田がひろがる。これらの水田の範囲は江戸時代からこれまでを通じてほぼ変化することがなかったが、地区外となる水田の範囲は、昭和中期からの圃場整備事業により、伝統的な区画を失った。これ

らの水田や生活用水を供給するために、佐々並川の南側は日南瀬川、北側は落合川、小松ヶ谷川に堰を設けて取水し、ここから縦横に石積み水路を巡らせて町並みの隅々にまで水系が巡らされている。

板橋堀から降りる萩往還沿いには、石垣で画された小規模な田圃が地形にあわせて展開する。これらを見下ろす東側の高台には、慶長11年（1606）に当地に遷座された貴布祢神社が境内を構える。さらに、往還の北詰東側には、かつての御茶屋跡が位置する。慶長年間に長松寺を移転させて整備された御茶屋の遺構は、現段階では確認されていないが、『行程記』、各種の指図から、往還から後退して長屋門を構え、周囲を渡り塀で囲んだ中に御座間などを収める茅葺きの主屋をはじめとする大規模な建築物が建ち並んでいた。

この御茶屋の長屋門門前で往還は北西に折れ、上ノ町の町並みが展開する。上ノ町は佐々並市の市頭にあたり、かつては東端の御茶屋とともに西端近くに御客屋の役割を果たした木村家と井本家の主屋及び門、塀が往還に面して対峙し、これらの間には農業を営む傍ら宿を提供した家屋が建ち並び、宿駅機能の中心を担っていた。町並みの東半は、幕末の佐々並での戦いにより焼失したが、まもなく再建され、現在でも往還に面して深い軒を持つ下屋庇を連続させた茅葺きと瓦葺きの主屋が混在して建ち並ぶ。各敷地の間口は比較的広いが、往還北側の地尻は水路が、南側の地尻は山際が迫り奥行きは浅く、納屋、土蔵などは敷地の形状にあわせて多様な配置が見られる。

上ノ町の北西端で萩往還は矩折れをなし、そこから佐々並川にかかる橋詰までの間に中ノ町の町並みが展開する。中ノ町はかつて人馬配所機能を担った目代所や橋詰には高札場と春定札が置かれるなど宿駅としての中心的な機能を有する一方、宿役の代わりに門役を納銭した家が多いことから佐々並市の商業的な中心となっていた。明治期以降も村役場や産業組合、バス停留所などの施設が洋風建築として建てられ、この時期以降に二階階高の高い主屋が要所で建てられ、引き続き佐々並の中心として繁栄した。各々の敷地は、上ノ町と接する東南部を除いて、比較的間口が狭く奥行きが深く、往還沿いの主屋の背後に納屋や土蔵を並べた整然とした町並みが構成されている。

久年の町並は、中ノ町から橋を渡った往還沿い及び橋詰から大下の方へのびる脇通り沿いに展開する。久年はかつて農業を営む傍ら人馬送り役を担い、北端に位置する西岸寺境内を人馬配所として宿駅機能の一端を担っていた。茅葺き平屋建てが主流であった町並みを構成する家屋そのも

のは更新が進み、主に明治後期から昭和中期にかけての家屋が多いが、主屋の南側に馬を裏の納屋へ通すための通路を設けた配置が踏襲されている。このため、久年の敷地の奥行きは深く、主屋を往還から後退させて建てる場合も多く、出入りの多い比較的にゆとりのある農村的な町並みが展開する。

以上のように、佐々並市は萩往還を基軸として江戸時代初期に町立てされた上ノ町、中ノ町、久年のそれぞれの町において、かつてそれぞれの町が担っていた機能に対応した町並みの特質が明確に受け継がれ、かつその特質を反映した民家建築、寺社建築がよく残されている。加えて、佐々並市においては、江戸期の町並みの状況を記述する『防長地下上申』、町並みの全容を描いた『行程記』、家数や屋根の葺材まで記述した『防長風土注進案』、『郡中大略』、また明治期以降も当時の建物の階数や坪数、屋根の葺材まで記述した『明治拾九年家屋届』が存在する他、町並みの全景や通りの景観などを撮影した古写真が豊富に残されている。また、かつての宿駅機能の中核を担った御茶屋については嘉永期と文政期の状況を描いた差図が、御客屋を務めた井本家、木村家についてもそれぞれの差図が残され、これらを構成していた建物の配置や間取り等について詳細に知ることができる。他にも各種の文書や絵図等が多数存在することから、これらを用いて現地との照合を図りつつ、検証することで、佐々並市の失われた町並みについても、かつての状況を復元することができ、町並みの特性の回復を図ることが十分に可能である。

## エ 伝統的建造物群の特性

### 民家建築の特性

佐々並市の民家建築は、主屋の平面形式として下手に通り土間を設け、上手に二列四室とし、四畳半2室と六畳2室を並べるのが基本となる。このうち、オモテが表側に位置する農家の平面特性を有するもの（農家系）とオモテが奥側に位置する商家の平面特性を有するもの（商家系）の二種類に大別される。農家系は上ノ町と久年及びその周縁部に立地し、商家系は主に中ノ町と上ノ町の一部に立地する。

#### ・農家系主屋

平面形式として表側2室をイノマとオモテ、奥側2室をダイドコロとオクと呼び、これらを整形とする場合と食い違いとする場合がある。このうち表側上手をオモテと呼ぶ客間とし、建築年代が江戸期に遡る場合は床の間を設けないが、明治期以降は床の間を設ける。

江戸期には茅葺き平屋建てが基本であるが、明治期以降は徐々に石州の赤瓦葺きとする例が増え

る他、茅葺きとして建てられたものの中にも瓦葺きに改めたものが散見される。茅葺きは寄棟造りとし、瓦葺きは切妻造りを基本とするが、角地に建つ場合や隣家と接しない場合は入母屋造り又は片入母屋造りとすることがある。

また、表側については下屋を巡らす場合と上屋をそのまま葺き降ろす場合があるが、いずれの場合においても基本的に上屋柱筋で戸締りし、下屋を設ける場合はこれらの下を開放又は居室側に縁側を設けるのみとする。この場合、下屋を絵様持送りで支え、土間側、居室側とも障子戸を並べ外側に雨戸を引き通して戸締りするのが基本であるが、昭和期になると雨戸は下屋柱筋に引き通すようになる。なお、大正期以降は瓦葺き二階建てとするものが現れ、二階外壁は真壁造りとなる。

一方、二階外壁は真壁造り白漆喰仕上げとし、軒裏は上裏に造って腕木を絵様持送りで支え、開口部は柱間に引違い障子戸を建て、外側に雨戸を引き通し、外部に手摺りを巡らせた開放的な外観を基本とするが、一部に大壁造りとし、太格子の虫籠窓とする例もある。

これら農家系は上ノ町と久年とその周縁部に立地する。このうち、萩往還沿いにおいて、上ノ町に立地する場合は、隣家との間を開けずに建てるのに対し、久年に立地する場合は、下手側に人馬が通るための通路を設ける場合が多い。これは宿の提供を担っていた上ノ町と人馬役を担い主屋の裏のナヤに馬を通す必要があった久年の違いに起源が求められる。

#### ・商家系主屋

平面形式として表側2室をミセ又はイノマとオク、奥側2室をダイドコロとオモテと呼び、これらを整形とする場合と食い違いとする場合がある他、2列5室や3列6室など規模の大きなものも存在する。いずれの場合も奥側上手をオモテとし、江戸期に遡る場合にも床の間を備える。

農家系と同様に、江戸期には茅葺き平屋建てが基本であるが、明治期以降は徐々に石州の赤瓦葺きとする例が増える。瓦葺きは切妻造りを基本とするが、角地に建つ場合は片入母屋造りとすることがある。

下屋を設ける場合は、上手、下手ともに障子戸を並べ、外側に雨戸を引き通し、特に明治期以降のものは前土間を巡らし、店の間とともに商いに適した広く開放的な構成を持つ。さらに、昭和前期以降になると下屋の代わりに付庇を設けた立ちの高い瓦葺き二階建てが主流となる。

一方、二階の外壁は大壁造り中塗り仕上げ又は白漆喰仕上げとし、軒裏まで塗り込め袖壁を設け、開口部は周囲に繰り型を有した虫籠窓を設けた重厚な外観を基本とする。ただし、昭和中期以降は二階軒裏を上裏に造り、鉄製の持送りで支え、外壁は真壁造り白漆喰仕上げとし、柱間には引違い硝子戸を設けるようになる。

これら商家系は主として中ノ町に立地し、一部上ノ町にも見られる。これは江戸期から今日まで佐々並市の商業的な中心を担ってきた中ノ町の機能に対応したものと言える。

#### ・納屋(ナガヤ)

立ちの低い二階建てを基本とし、一階を土間として堆肥舎や馬小屋、牛小屋とし、二階を畳敷きの居室と板敷きの物置とする。屋根は桟瓦葺き片入母屋造りを基本とし、下屋を二方又は三方に巡らし、丸桁を架けて持送りで深い軒を支える。

#### ・離屋(ヘヤ)

離れ座敷又は隠居部屋として利用するために一階、二階ともに畳敷きとし、屋根は桟瓦葺きとし、下屋を二方又は三方に巡らす。

#### ・土蔵(クラ)

醸造用の大規模な酒蔵又は醤油蔵と家財収納用の小規模なものがある。立ちの低い二階建てを基本とし、一階天井は二階床組を兼ね、屋根は桟瓦葺きとし、正面出入り口に下屋庇を設ける。

### その他建築物の特性

神社として貴布祢神社が、寺院として西岸寺が存在する。

貴布祢神社は往還に北面した参道の石段を登った高台に境内を構え、西面して拝殿と本殿を建てる。本殿は覆屋をかけた一間社流造り、拝殿は正面三間、側面二間、入母屋造り桟瓦葺きとし、正面に向軒唐破風を備え、ともに文化8年（1811）の建築と目される。

西岸寺は往還筋に西面して山門、境内奥の本堂を配する。山門は一間一戸の四脚門とし、切妻造り桟瓦葺きとし19世紀中期の建築と推定される。本堂は桁行六間梁間五間とし、入母屋造り桟瓦葺きに向拝一間に付す。現在、瓦葺きであるが当初は茅葺きであり、元文3年（1738）の建築と目される。

なお、大正期から昭和前期にかけて町並みの要所に建てられた洋風建築は、中ノ町に現存するコンクリートブロック平屋建ての倉庫と木造平屋建ての森林組合出張所を除いて解体された。しかしながら、古写真から外観の主要部分の意匠等は明らかであり、十分な考察を行えば復元は可能である。

## 工作物

工作物とは、佐々並市の町並みを構成する建造物のうち、建築物を除くものを指し、石垣、石橋、石柱、石段、鳥居、祠、灯籠など多様な種別が存在し、多くは周囲で採れる凝灰岩を加工して築造されたもので、境界や往還路、地割り、水系など佐々並市の伝統的な空間の骨格を規定するとともに、これらが佐々並市の伝統的な景観を構成する重要な要素として立ち現れている。

このうち、大半を占める石垣は、平野部では水田と畔を画するために数段程度積まれた簡易なものであるが、山麓部では萩往還に沿って棚田の法面として高く積み上げられたものが多い。これら棚田の石垣は、内部に拳程度の裏込め石を詰め、外部に野面石又はこれらの割石を利用して乱積したもので、巨石を組み込んで積んだものもある。棚田の耕作が放棄され一部は森林に帰し、石垣の全容が確認できないものも存在するが、大半は崩壊も見られず良好に遺存している。この他、旧長松寺境内や旧御茶屋の周囲、久年の山際には隅部を算木積とした本格的な石垣も残される。

## 環境物件

環境物件とは、建造物と一体となって佐々並市の町並みを構成する自然物や土地の形質などを指し、樹木、庭園、水路などがこれに該当する。山麓の棚田の大半は既に耕作が放棄されてから長時間が経過し、石垣遺構のみが遺存しているものの、水路の多くはこれを形づくる石積とともに、日南瀬川、落合川、小松ヶ谷川などに端を発する水系を佐々並市の全域に張り巡らし、現在でも農業用水、生活用水として活用されている。この他にも西岸寺境内の急斜面に造られた庭園など、長い時間の中で徐々に変容を遂げつつも地域の中で適切な管理のもとにこれまで受け継がれ、佐々並市の町並み景観に欠かせない要素となっている。

以上のように、佐々並川の谷底平野に萩往還の開通を機として慶長期に一挙に成立し、宿提供、商業、人馬役など宿駅機能に対応した3つの町並みが、これらを裏付ける豊富な史料とともにその特性を継承しつつ、周囲の山林や水田とともに極めて安定した農村基盤の環境を今に残していくところに佐々並固有の伝統的建造物群の特性が見いだせ、下記に示す保存の内容に基づき、伝統的建造物群の適切な保存を図る。

## (2) 保存の内容

上記の伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら住民の生活向上に努めるものとする。保存の内容は以下の通りとする。

- ア 保存地区において佐々並市の伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建築物及び工作物を「伝統的建造物」と定める。
- イ 保存地区を特色付けている環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件を「環境物件」と定める。
- ウ 伝統的建造物の保存については主としてその外観を維持するための復原及び現状維持を内容とした「修理基準」を定め、環境物件の保存については復旧を内容とする「復旧基準」を定める。
- エ 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築・増改築等、及び環境物件以外の環境要素の改変・移転等（以下、「修景」と言う。）については、保存地区の歴史的風致との調和及び維持・回復を内容とした「基本形式（許可）基準」と「伝統様式（補助）基準」を定める。
- オ 以上の修理・復旧・基本形式（許可）・伝統様式（補助）の基準を適切に運用して、保存地区の伝統的な町並みを維持・回復していくとともに、これらの活用を図りつつ、地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。
- カ 保存地区の保存に必要と認められるときは、修理基準、又は伝統様式（補助）基準の各基準に合致した修理・復旧等に係る事業に要する経費の一部を補助することができるものとする。
- キ 以上の目的の遂行にあたっては、保存地区内の住民、保存地区の保存に関わる関係者、専門家、及び行政等が相互に十分な協議を行い、協力のもとこれを進める。

### 3. 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定

#### (1) 伝統的建造物

伝統的建造物とは次に定める建築物と工作物とする。

ア 建築物については、江戸期から昭和中期に建築され、保存地区の伝統的な建築の諸特性をよく表していると認められる主屋、納屋(ナガヤ)、離屋(ヘヤ)、土蔵(クラ)、寺社建築物、及び地区の近代化を物語る洋風建築物とし、表1に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに図2に位置を示す。

イ 工作物については、江戸期から昭和中期に築造され、保存地区の伝統的な工作物の諸特性をよく表していると認められる石垣、石橋、石柱、石段、鳥居、祠、灯籠等の工作物とし、表2に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに図3に位置を示す。

#### (2) 環境物件

環境物件は、保存地区の伝統的建造物と一体をなすもので、保存地区の歴史的風致の維持に大きく寄与している水路、庭園、樹木等とし、表3に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに図4に位置を示す。

## 4. 保存地区における建築物等の保存整備計画

### (1) 伝統的建造物の修理

伝統的建造物の修理については、次に示す修理基準を適切に運用して、保存地区の伝統的景観を保存する。

- ア 主としてその外観を維持するための修理を基本とする。
- イ 外観に係る位置、規模、形態、意匠又は色彩において、旧状に復する必要がある部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき修理を行う。
- ウ 上記の部分のうち、旧状が不明な部分については、下記に示す伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたって適用される伝統様式基準に従う。
- エ 内部を一般に公開するものについては、当該内部において、上記の項目を準用する。
- オ 以上において、外観に係る位置、規模、形態、意匠又は色彩の現状を変更する場合は、原則として萩市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の承認を得て実施する。

### (2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたっては、次に示す基本形式（許可）基準と伝統様式（補助）基準により、保存地区の伝統的景観の維持・回復を図る。

- ア 基本形式（許可）基準は、佐々並市固有の歴史的風致と調和するための建築物等の基本となる形式に係わる内容を定めたもので、伝統的建造物以外の全ての建築物等に許容される基準であり、表4に定める。
- イ 伝統様式（補助）基準は、佐々並市固有の歴史的風致を維持・回復するための建築物等の伝統的な様式に係わる内容を定めたもので、伝統的建造物以外の全ての建築物等を対象とした基準であり、表5に定める。
- ウ 上記の基準に合致しない特段の事由がある場合は、審議会の意見を踏まえ、市長及び教育委員会の付加する条件をもって上記の基準に代えることとする。

### (3) 環境物件の復旧

環境物件の復旧については、次に示す復旧基準を適切に運用して、保存地区の伝統的景観の維持・回復を図る。

- ア 主としてその形質を維持するための復旧を基本とする。
- イ 形質に係る位置、規模、形態、意匠又は色彩において、旧状に復する必要がある部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき復旧を行う。
- ウ 上記の部分のうち、旧状が不明な部分については、下記に示す環境物件以外の環境要素の修景にあたって適用される伝統様式基準に従う。
- エ 以上において、形質に係る位置、規模、形態、意匠又は色彩の現状を変更する場合は、原則として審議会の承認を得て実施する。

#### (4) 環境物件以外の環境要素の修景

環境物件以外の環境要素の修景にあたっては、前掲の伝統的建造物以外の建築物等の修景の項に定める基準の中に必要な事項を定め、保存地区の伝統的景観の維持・回復を図る。

## 5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画

### (1) 管理施設等の整備

保存地区内の伝統的建造物群の適切な保存を図るため、伝統的建造物群及び保存地区に関する物件管理、保存地区住民並びに来訪者に対する情報提供に資する管理施設等の整備を進める。

整備にあたっては、基本形式（許可）基準、伝統様式（補助）基準に従い、これら施設・設備が佐々並市の歴史的風致と調和するよう配慮する。

ア 保存地区内の適切な位置に、保存地区住民への啓発、及び来訪者への案内、誘導を目的とする案内板等の設置を図る。

イ 伝統的建造物群の適切な管理を図るため、各物件を対象に管理プレート又は管理杭の設置を図る。

ウ 保存地区及び伝統的建造物群に対する理解の促進、保存地区住民の保存活動及び来訪者との交流の場とすることを目的に公開施設の整備を推進する。

### (2) 防災施設等の整備

保存地区及び伝統的建造物群の災害に対する安全性の確保を図るため、萩市地域防災計画に基づき、保存地区の総合的な防災計画を策定し、保存地区の防災機能の向上を図る。

ア 上記の防災計画に従い、計画的に防災施設の整備、及び各種防災設備の設置を行う。

イ 茅葺き屋根の民家及び寺社建築物については、当該建物の防火及び周囲からの延焼防止のために必要な消火設備等の設置を重点的に行う。

ウ 関係機関と連携し、保存地区住民の防災意識の向上を図るために講習、訓練などを実施するとともに、保存地区住民による自主防災組織の育成に努める。

### (3) 環境の整備

保存地区内において保存地区住民が住み続けるために必要な各種の環境整備を積極的に推進する。整備等にあたっては、保存地区内の伝統的な町並みの維持・回復を図るため、安易な標準設計の適用や既製品の使用を避け、佐々並市の歴史的経緯を踏まえ、然るべき形式に復元することを基本とする。ただし、交通上、安全上、衛生上あるいは生活便宜上の問題から、復元に困難が生じる部分については、周囲の町並みとの調和に配慮しつつ、機能上必要な施設、又は設備等を付加する。

## **ア 電柱・架線等の整理**

(ア) 電力柱、電話柱、架線等は移設又は埋設等に努める。

## **イ 道路の整備**

(ア) 保存地区内の道路は、事前に道路管理者等の関係機関と十分な協議を行い、保存地区の歴史的風致との調和に配慮した整備に努める。

(イ) 整備にあたっては、材質、工法に配慮しつつ、とりわけ路面の高さ、及び側溝の復原に努める。

(ウ) 国指定史跡萩往還指定地については、指定地とその周辺の整備方針について十分な調整を図る。

## **ウ 河川・水路の整備**

(ア) 保存地区内の河川・水路は、事前に河川管理者等の関係機関と十分な協議を行い、保存地区の歴史的風致との調和に配慮した整備に努める。

(イ) 整備にあたっては、材質、工法に配慮しつつ、護岸、側壁の維持、復原に努める。

(ウ) 環境物件に特定されている水路については、水系の保全を図るとともに、この側壁を構成する石積の適切な維持を図る。

## **エ 駐車場の整備**

(ア) 保存地区への来訪者等を対象とした駐車場の設置にあたっては、利用者の利便に配慮しつつ、保存地区周辺に配置するよう努める。

(イ) 保存地区内の駐車場を設置する場合は、保存地区内の伝統的な敷地規模に配慮し、萩往還等の主要道路から直接に望見できないよう配慮する。

## **オ 周辺地域の整備**

(ア) 保存地区の周辺のうち、萩市景観計画に定める重点景観計画区域に指定されている範囲については、同計画との整合を図り、保存地区と一体をなす景観の保全、及び形成に努める。

(イ) 保存地区の周辺のうち、萩市景観計画に定める重点景観計画区域又は一般景観計画区域、並びに萩市屋外広告物等に関する条例に基づく禁止地域又は許可地域に指定されている周囲の水田や山林については、同計画との整合及び農林関係機関との連携を図り、保存地区的背景をなす景観の保全に努める。

## 6. 保存地区の保存のため必要なシステム整備計画

### (1) 固定資産税の優遇措置

保存地区の歴史的環境の保全に資するため、「萩市における伝統的建造物群保存地区の環境保存に資するため萩市税条例の特例を定める条例」（平成17年、条例第62号）を定め、下記の土地に対して賦課する固定資産税を免除する。

ア 萩市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成17年、萩市条例第281号）第5条の規定に基づき、伝統的建造物として定めた家屋の土地。

### (2) 経費の補助

本計画に定める保存整備計画に基づく事業に対し、別に定める「萩市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則」に基づき、下記のとおり当計画に定める行為に対して必要な経費の補助を行う。

- ア 伝統的建造物について、保存整備計画に定める修理基準に基づく修理に要する経費。
- イ 伝統的建造物以外の建築物等について、保存整備計画に定める伝統様式（補助）基準に基づく修景に要する経費。
- ウ 環境物件について、保存整備計画に定める修理基準に基づく復旧に要する経費。
- エ 環境物件以外の環境要素について、保存整備計画に定める伝統様式（補助）基準に基づく修景に要する経費。

### (3) 技術的支援等

保存地区内の伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存するために必要とされる技術支援等を下記のとおり行う。

- ア 国、県及び専門家と協力して、伝統的建造物の修理及び環境物件の復旧、並びにその他の修景における技術的な指導・助言を行う。
- イ 修理等において特に必要と認められる場合においては、物資の提供、又は斡旋を行う。
- ウ 修理等において用いられる伝統工法等の技術が確実に継承されるよう、技術者及び技能者に対して必要な支援に努める。
- エ 伝統的建造物の修理及び環境物件の復旧等について発見された事項や技術について、記録の保存を図るとともに、その情報発信に努める。

#### (4)現状変更に係る仕組みの整備・運用

保存地区の歴史的風致の適切な維持が図られるよう、現状変更に係る以下の項目の整備・運用を図る。

- ア 保存整備計画にかかる保存地区住民による現状変更行為が、円滑かつ適切に行われるよう、許可に係る相談等のための仕組みを整備し、この運用に努める。
- イ 環境整備計画等にかかる国・県・市の他の部局による現状変更行為が、円滑かつ適切に行われるよう、協議等のための仕組みを整備し、この運用に努める。
- ウ 現状変更に係る規制等について関係者への周知を図るため、これに係る情報公開及びその普及啓発に努める。

#### (5)その他の保存地区の保存に関連する事項

伝統的建造物等の適切な保存と活用、及び保存地区の良好な生活環境が維持されるよう、保存地区的保存に関連する以下の事項を推進する。

- ア 保存地区の保存に係わる事項について、保存地区住民及び関係者への普及啓発に努める。
- イ 保存地区の保存に顕著な功績のあった個人及び団体、事業者に対して、その顕彰に努める。
- ウ 保存地区の住民等により組織された保存団体や住民団体が行う保存地区の保存活動に対して必要な支援を行う。
- エ 伝統的建造物の空き家が生じないよう、伝統的建造物の所有者及び定住促進を実施する部局と連携して対策を講じる。
- オ 萩まちじゅう博物館条例（平成17年条例第100号）に基づき、萩市全域と連携し、保存地区住民が主体となった保存地区の価値の再発見、及び来訪者との交流の促進を図る。

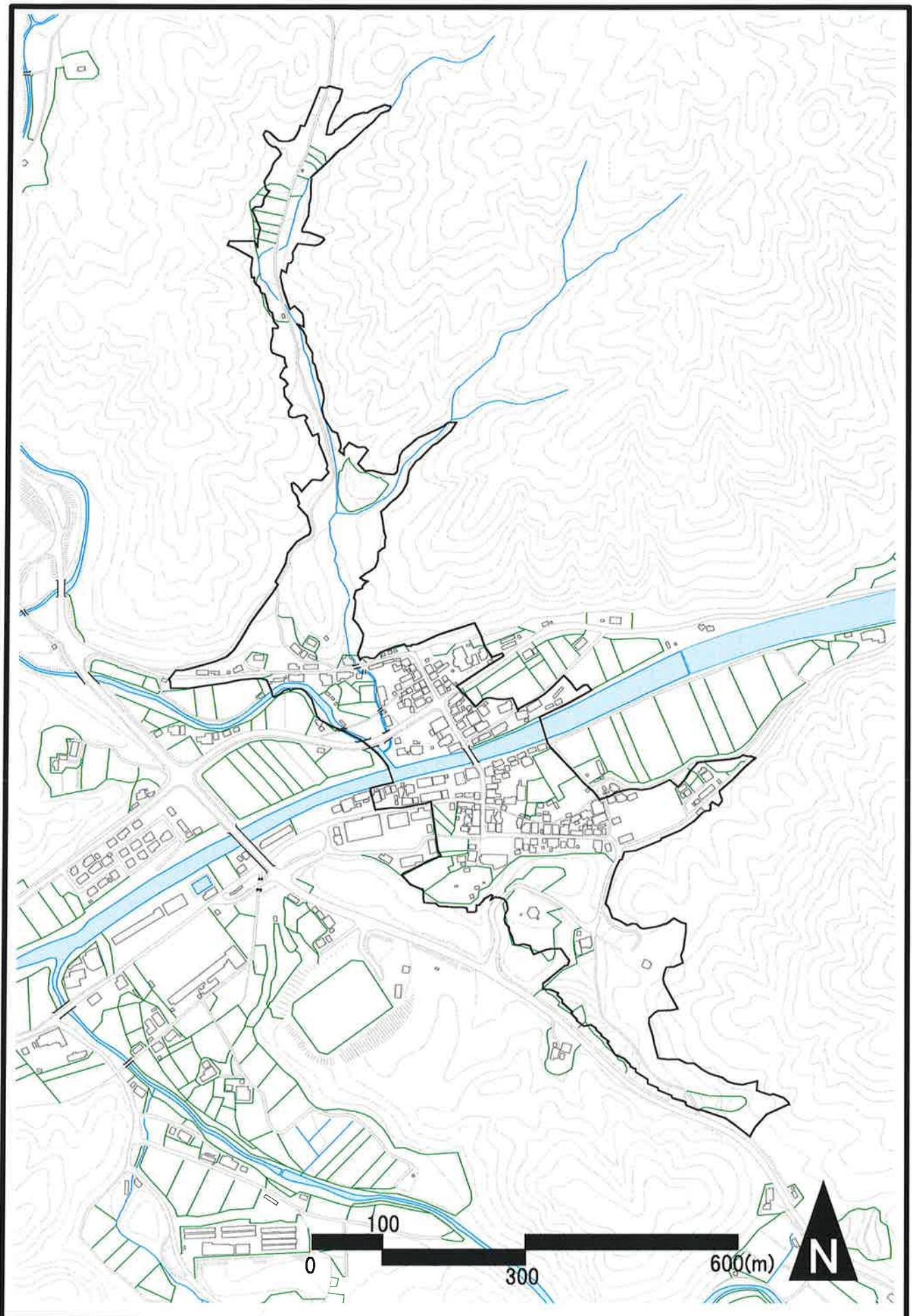


図1 伝統的建造物群保存地区の位置及び範囲

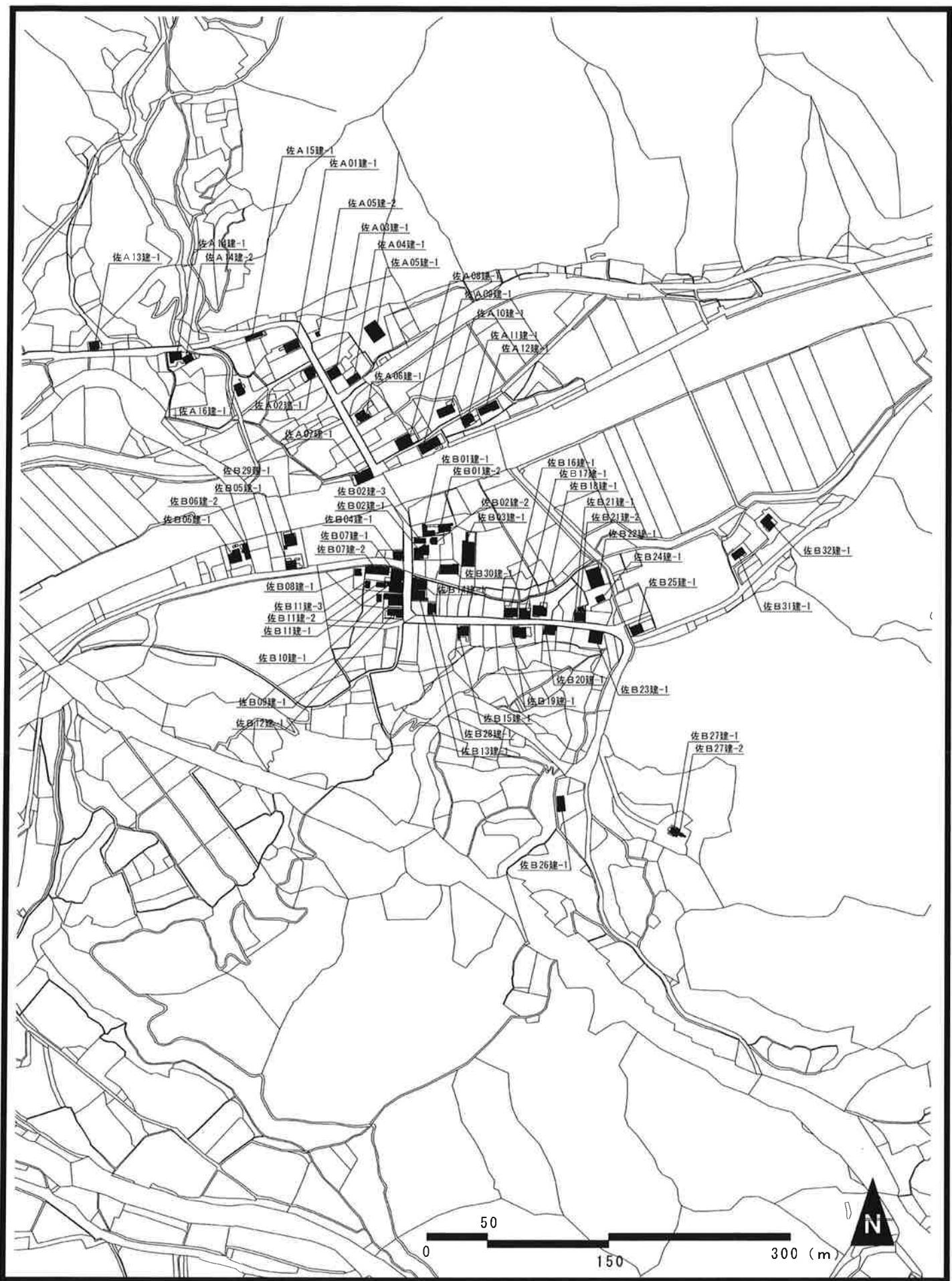


図2 伝統的建造物（建築物）の位置

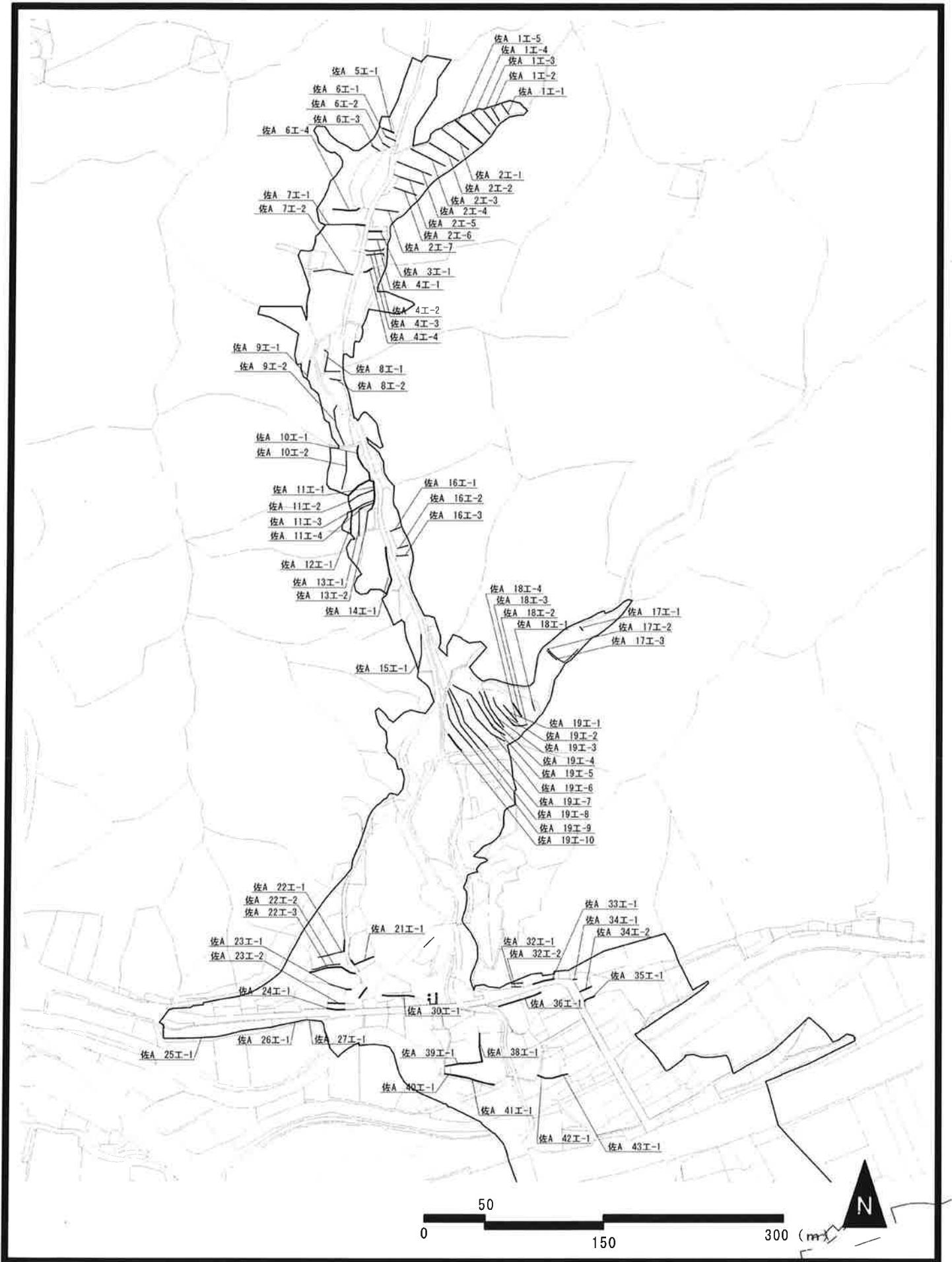


図3-1 伝統的建造物（工作物）の位置（佐々並川以北）

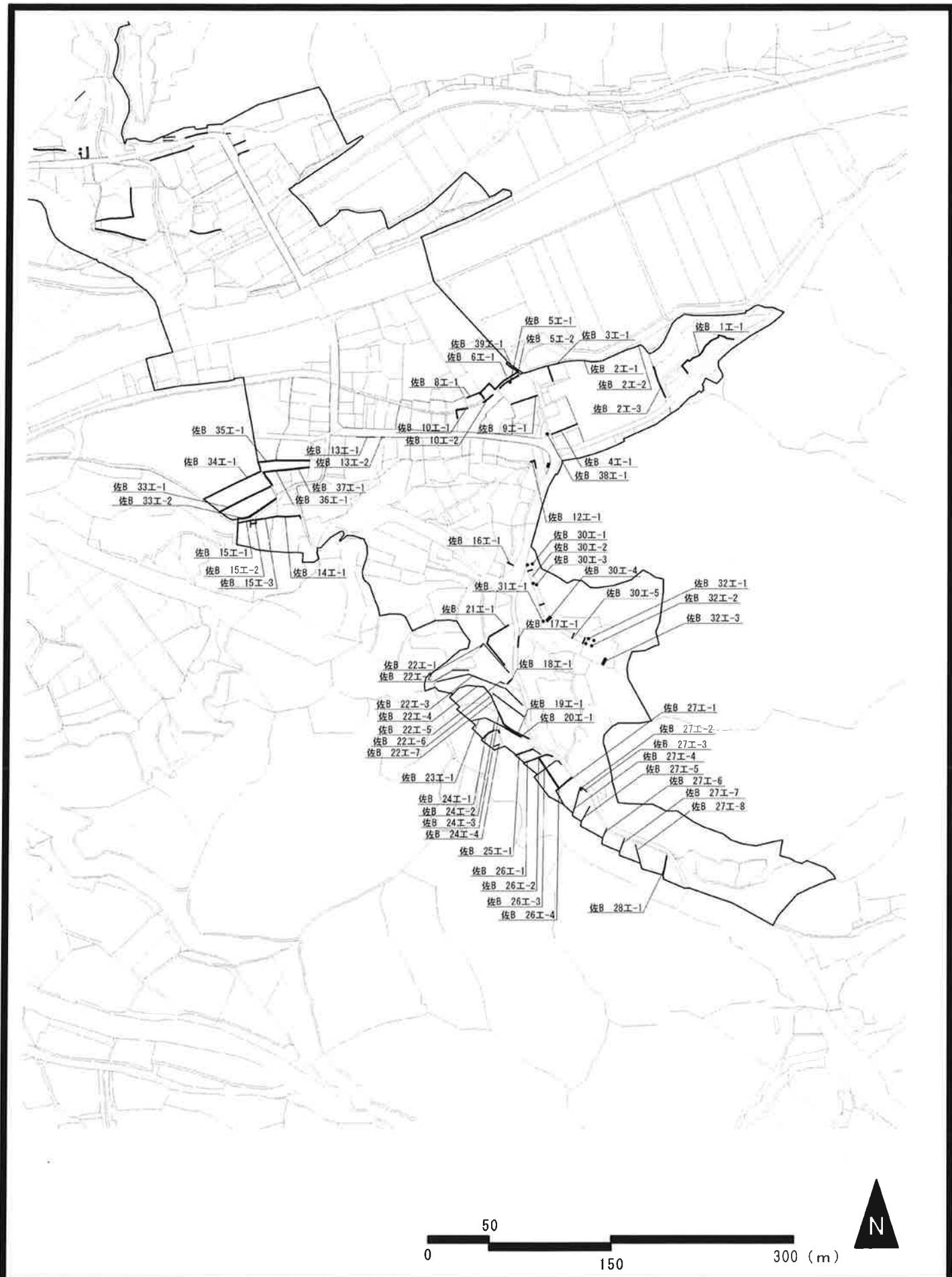


図3-2 伝統的建造物（工作物）の位置（佐々並川以南）

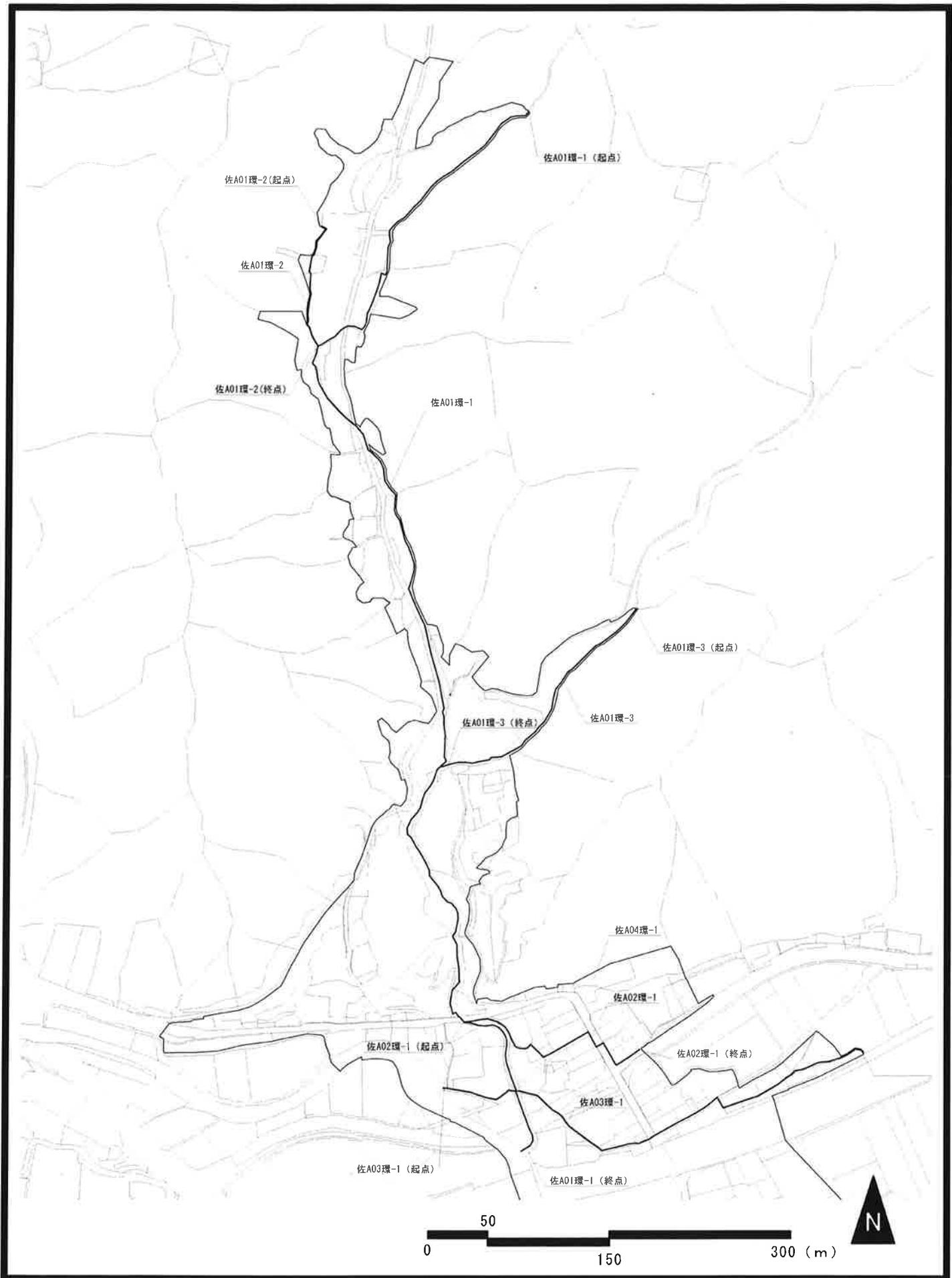


図4-1 環境物件の位置（佐々並川以北）

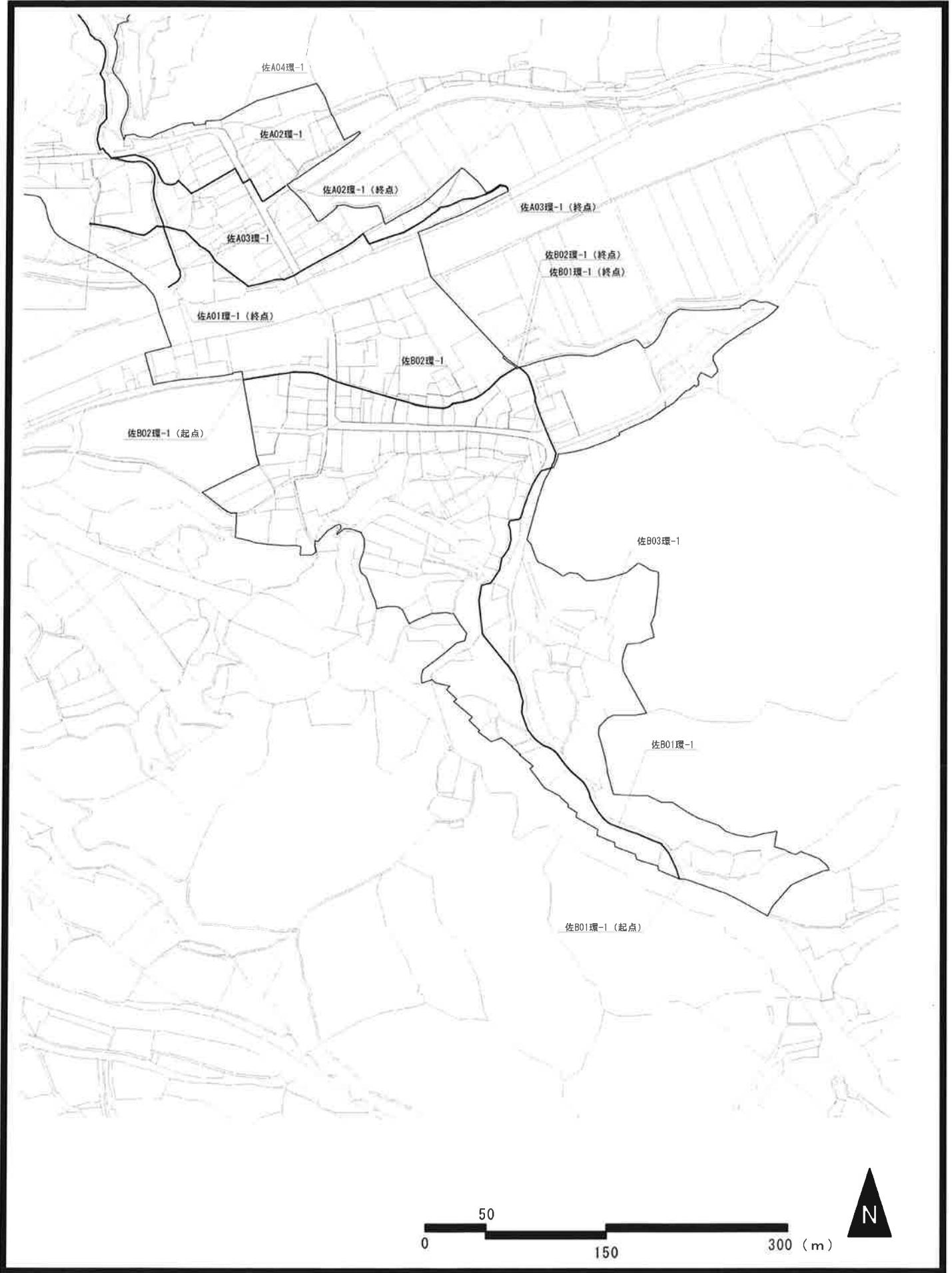


図4-2 環境物件の位置（佐々並川以南）













